

令和2年度第2回ギャンブル等依存症専門会議 議事録

1 会議日時及び場所

日時 令和3年2月3日(水) 午後1時30分から午後3時

場所 埼玉会館2階東西会議室

2 出席者(敬称略)

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
岡崎 直人 日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科 学科長
児玉 美智 ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部

【司法】

国分 智可子 さいたま保護観察所 統括保護観察官
小林 哲彦 埼玉弁護士会 弁護士
古久根 章典 埼玉司法書士会 司法書士

【関係事業】

久保田 耕平 川口市公営競技事務所 副主幹
飯野 諭志 戸田競艇企業団 主幹
佐々木原 剛 総務部県営競技事務所 主幹
紙屋 修三 埼玉県遊技業協同組合 専務理事

【政令市】

塚本 明宏 さいたま市健康増進課 課長
(代理出席：加藤 拓也 さいたま市健康増進課 主事)
矢部 美奈子 さいたま市こころの健康センター 所長
(代理出席：吉松 晃子 さいたま市こころの健康センター 所長補佐)

【関係各課】

加藤 洋子 福祉部精神保健福祉センター 主幹
遠藤 浩正 保健医療部本庄保健所 所長 (保健所長会選出)
山縣 正雄 病院局精神医療センター 主査
遠井 学 教育局保健体育課 主任指導主事
猿橋 武司 教育局保健体育課 指導主事
大野 寿 埼玉県警察本部生活安全総務課 課長補佐
鳴海 一成 埼玉県警察本部保安課 課長補佐

【議長】

唐橋 竜一 保健医療部 副部長

【副議長】

番場 宏 保健医療部疾病対策課 課長

【事務局】

根岸 佐智子 保健医療部疾病対策課 副課長

| | | |
|--------|------------|----|
| 武井 秀文 | 保健医療部疾病対策課 | 主幹 |
| 永添 晋平 | 保健医療部疾病対策課 | 主査 |
| 田畑 絵理奈 | 保健医療部疾病対策課 | 主事 |

3 議事

- (1) ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について
- (2) 意見交換

埼玉県ギャンブル等依存症専門会議設置要綱第4条第2項に基づき、疾病対策課番場課長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事（1）ギャンブル等依存症対策計画（案）について
議長）

議事（1）ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局）

議事（1）ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について、資料に基づき説明。

議長）

ただいまの事務局説明について、資料1にありました今後の進め方につきましては、今説明がありましたが、来年の3月に向けてこれから1年間かけて議論をしていこうということが確認できました。また、この開催そのものは親会の下に位置付けられているというストラクチャーも理解していただけたのかと思います。そして、今資料2にありましたとおり、課題、目標、施策について事務局の方で整理しました案をお示ししました。

皆様の方から何か御意見があれば、挙手をお願いします。

岡崎委員）

一つ御質問と意見ですが、資料2のギャンブル等依存症対策推進計画（案）の真ん中の少し下、「民間支援団体の運営支援」というところで、この民間団体というのを県としてはどこを想定していらっしゃるのか、もし具体的にお聞かせいただければということです。もうひとつはそれと関連してわたしの意見も申し上げますと、民間団体には自助グループ、具体的にはGA（ギャンブラーズアノニマス）と、家族のグループ（ギャマノン）が入るのかどうかということです。

12ステップグループはなかなか外部から資金的な援助を受けたりですとか、こういう委員会に委員を出して協力するという体制がとれないという決まりを自分たちで持っています。ギャンブルの問題に関しましては、アルコールと薬物はダルクやマック、リハビリの施設もありますし、自助グループに関しても断酒会は資金提供も受けられるということなんですけれども、ギャンブルに関してはそのような社会資源がないなかで自助グループが大事だなと思っております。

この目標も、活動や事業を相互に理解した上で、有機的な連携が図れるという目標になっておりま

すので、GAですとかギャンボンの活動の報告はしていただけたと思いますので、何らかの機会に、先ほどのアジェンダも関連してくると思うのですが、発言の機会や発表の場を設けていただくとよろしいかなと思います。

あともうひとつは、どういうふうにお考えになるかわかりませんが、例えば委員でない形で、傍聴やオブザーバーのような形で出席していただいたりするような場を設定するというのもいいのかなあと思います。さらにどのような連携が可能かということも、県としても模索していただき、場合によっては、わたしの勝手な申し入れですけども、GAの方など知っている方もいますので、少し橋渡しの役割などもしたうえで模索していければ、というところが非常に気になったので発言させていただきました。

なお、ギャンボンに関しては、ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部の児玉さんのほうから連絡が取れるのではないかなあと思いますので、自助グループ、GAに関してぜひこの計画の中でなんらかの位置づけと言いますか、連携を図られていただきたいなあと思って発言しました。以上です。

事務局)

岡崎委員ありがとうございます。まずはこの案にあります民間団体の対象ですが、本日も委員として御参席いただいています、ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部の児玉さんも所属する支部に対して既に助成もしてございますので、一つの民間団体として考えてございます。

そして、今お話のございました、GAやギャンボンですが、実はこの会議の開催をするにあたりまして、事前に委員として御参席いただけませんかということ、無理を承知で本部の方にはお願いをしております。ただ、なかなかそれについては難しい側面もありますよとお話があったと記憶をしております。

いずれにしても、先生がおっしゃられましたとおり、報告の機会をいただくとか、もしくは委員でなくてもオブザーバー等でご意見を賜るという機会をぜひ今後受けることを模索していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

議長)

児玉委員からはこれについてなにか意見はありますか。

児玉委員)

今岡崎先生のほうからもお話ありましたが、県の方では私どもギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部に対して、埼玉県依存症対策支援事業ということで補助金をいただいています。この3年間、県内で依存症の基礎講座年1回の開催と、県内の3か所で、直接対面で依存の問題で困っているご家族から直接相談を受け、適切なギャンブルの問題を受けたご家族、友人のための自助グループ、ギャンボンに直接つなげるという形の支援に関わらせていただいております。

2年前全国ギャンブル依存症家族の会というものが立ち上がりました。この2月に開催予定だった依存症フォーラムがZoom開催になり、団体の紹介をそのなかの動画でさせていただけるということで、具体的に家族の会がどんなもので、どのように、どこで開催しているかということ、県民のみなさまに知っていただける機会もいただきました。

困っている方はとても多いのですが、どこに相談にいったらその情報がどこへ出ているのかはなかなか

か目にする事ができないので、後の意見交換のところでも述べようと思ったのですが、そういう開催にあたって、県でも取材すると思うのですが、それを広報する時の共有できるようなメーリングリストなども共有していただけるとすごく助かります。

12ステップグループのギャマノンやGAはそれぞれが経済的にも独立して、他の団体にも意見を持たないというのが特徴ですので、先ほど岡崎先生がおっしゃったとおり、それぞれの自助グループが抱えることを県の方にも知っていただきたいということもありますし、そういう発言ができる場があるということも大事だと思っております。ありがとうございます。

議長)

児玉委員ありがとうございました。これに関しての御意見等ございますでしょうか。

加藤委員(精神保健福祉センター))

今児玉委員にお話しいただいた、ギャンブル依存症家族の会の活動紹介に関わることですが、精神保健福祉センターでは、相談拠点機関として、県民の方向けの依存症フォーラムを、会場で2月に実施する予定でしたが、コロナ禍だったので、Webで3月15日から29日にかけて講演会とセットで各依存症の民間団体の方の活動紹介を、動画を流そうと企画をしております。

どのようにやろうかという打合せを含めて、10月に連携会議を行ったのですが、やはり自助グループの皆さん方は、活動のなかでいろいろな御意見をお持ちです。ただそれは匿名性があるから発言の仕方というのは、非常にデリケートであるという声も聞いています。

今岡崎先生がおっしゃったように委員という形で、フォーマルには難しいと思うのですが、実際に運営支援にあたっては、わたしたちのパートナーとしてご一緒してもらわなければ活動できませんので、オブザーバーとか意見を集約するようなことをしたほうが良いなと思っております。私たちもそれにどのような形かお手伝いできたらいいなと思っております。

議長)

加藤委員どうもありがとうございました。こういった民間支援団体への運営支援、非常に重要なことだと思います。岡崎先生のおっしゃるとおりの考え方を取り入れながら、進めていけたらと思いますが、事務局なにかありますか。

事務局)

今お話しありましたとおり、ぜひGAもしくはギャマノンの皆様のお知恵を拝借したいというふうに考えてございます。我々だけではお願いができる幅も決まっておりますので、委員の皆様のお知恵をいただきながらぜひ前向きに進めていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

議長)

それ以外になにかご指摘事項等ありましたらご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

小林委員)

教育及び普及啓発の強化の点について、簡単な質問と意見を述べさせていただきます。施策のどこ

ろに、高校生に対する教育及び大学生に対する知識、普及ということが書いてありますが、できれば義務教育のときから教育というものを何らかの形でできないかと、問題意識をもっています。

わたしはいくつかの埼玉県内の消費生活センターに出入りをしているのですが、ネットが普及してきて、ギャンブルまがいのインターネットを通じた課金等によって被害を受ける方がおられて、親のカードとかを使って、なりすましのよう形で消費者被害にあわれる方がいます。高校生もいますが、もっと若い中学生くらいの方もおられるので、すごくネット社会のなかで消費者被害が若年化していることがわかります。

私の意見としては、できれば高校生だけでなくもっと若い中学生や義務教育の段階から教育する機会というものを設けていただいたほうがよろしいのではないかとということと、なぜここで高校生までが対象になっているのかということがそれに関連した質問になります。

議長)

小林委員どうもありがとうございました。これにつきましては、保健体育課から御回答いただくことでよろしいでしょうか。

遠井委員)

今小林先生がおっしゃられたとおり、わたしも感じてございます。ただ、新学習指導要領に沿って授業等で指導していかなければならないということで、前回の会議でも同じ回答させていただきましたが、高校生のみでギャンブル依存症についての文言が入ってきているところもございますので、授業で小・中学校で行うのは、今のところ新学習指導要領には入っていないということが現状でございます。

その中で、やはりわたしも課題としているのですが、まだ必ずやらなくてはいけないというような状況ではございませんので、そういった中で、先生方への研修会だとかそういうことも含めて行いながら、ギャンブル等依存症についての取組みを教育の中でも取り入れていきたいと感じているところでございます。

議長)

どうもありがとうございました。そのほか何か御意見等ございますでしょうか。

<質疑なし>

議長)

では、議事を進めさせていただきたいと思えます。

推進計画（案）におけます主な取組みにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局)

資料2 主な取組みについて説明

議長)

ありがとうございました。ただいまの事務局説明につきまして、御意見等ありましたら伺いたいと思いますが、ある方は挙手をお願いします。

遠藤委員)

先ほど小林委員からも教育・普及啓発のお話が出たかと思うのですが、今出た普及啓発の方法について、行政が作る普及啓発ものはどうしても確立的になってしまって、それがきちんと届かないというところをずっと思ってきました。友人の広告代理店の方と話していても、伝えるということと伝わるということは違うということを確認する必要があるのではないかと、ということ研修にもお呼びして勉強させていただきました。そういう意味でここにもツイッター等と書いてありますけど、SNSを活用するということと、きちんと若い人に見てもらえるように、若い職員あるいはいろんな関係のかたのお知恵をいただいて、ぜひ広告効果の高いものを作っていたいただければと思います。広告の指標も出ていましたが、ラジオでは普通にぱちんこ屋さんの宣伝が流れていますので、そこについても含めて依存症の予防という観点から効果の高いものをお願いしたい。

それから、広告の指針を作られるということですが、やはりラジオを含めた放送事業者のかたにも御理解をいただかないといけないことだと思います。広聴広報課等々通じてそういった関係の方にもゆくゆくは趣旨を御理解いただくことが必要かなと思いましたので、発言させていただきました。よろしくをお願いします。

事務局)

まずは、広告効果の高いものでございますが、遠藤委員からお話がありましたとおりに当課でもツイッターを開設してございます。なかなかフォロワー数が伸び悩むというところはございますが、そのあたりについては最大限活用していきたいと考えてございます。とりわけ若い世代に伝わるツールというのは意識するところかと考えてございます。

そういったツールのところもそうですが、前回の会議でも委員からお話がありましたとおりに、いわゆるギャンブルも含めてなにか困りごとがあれば早めに相談していいですよというメッセージもきちんと伝わるような形にしていきたいと考えてございます。早め早めの相談をしていただき、それを受け止める、そういった体制づくりをしていくのが必要だろうと考えてございます。ありがとうございました。

遠藤委員)

ありがとうございました。ぜひその方向で取り組んでいただきたいです。

また、行政がやるツイッターはなかなかフォロワー数が伸びにくいと思います。彩の国なんとか大使というような、有名人の方にいろいろお願いしているところもあるかと思うので、今年から日向坂46が入ったというお話ですが、そういった方々を活用してぜひ広げ続けていただければいいかなと思いましたので補足させていただきました。ありがとうございました。

議長)

非常に良い意見をありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それ以外に御意見等あれば挙手をお願いします。

児玉委員)

啓発週間における普及啓発ということで、他県の例ですけれども、島根県の方では昨年啓発週間の時に、テレビでCM放送されたということです。それは障害福祉課が県の広報室に作成を依頼して、いくつか局があるのか、そこでタイムスケジュールみたいなものを使いながら、ギャンブル依存症に対する啓発ということでCM放送をしたというふうに動いていました。ぜひ埼玉でもそういうことに取り組んでいただけたらなと思います。

また、いろいろなところで啓発ツールの開発というのが課題になりますが、ぜひその開発をするときに、私どもの考える会でも漫画冊子ですとかいろいろ作っているので、ぜひそこに共同で制作に関わるようなことも御検討いただければと思います。

それから、予防教育というところでは、過去4年間全国各地で予防教育に関わる文科省のイベントを開催しています。どうしても若年でギャンブルにはまってしまうというのがとても多いので、高校生の授業の中でギャンブル等依存症についての授業が展開されるとのことなのですが、大学生についても入学時のオリエンテーションのときにそれを啓発として、組み入れていただく。新潟県でもありましたが成人式のときに配布するもののなかに、啓発のための冊子を新成人の人たちに配布したりしているのです。ぜひいいところはどんどん取り入れてほしいなと思います。

あと、様々なところで具体的にどういう連携をしていくのかというところに難しさがあると思うのですが、ギャンブルは借金問題で問題が発覚し、そうするとどうしても弁護士さんが対応したり、会社のお金を横領したただの窃盗だの、それにまつわって失踪したただの、本当にいろいろな問題が出てきます。そういうギャンブルが動機で起こった事件も、冊子2冊でまとめているのですが、近々3冊目も出ることが予定されています。ですので、弁護士会の先生、司法書士の先生や警察の方など、こういうことが起こった時に具体的にどういう対応をしたらいいかっていう事例研究ですとか、情報共有ですとか、そういうところにも活用できると思います。連携しましょうという、具体的にどういう取り組みをするかというところを明確にしておくことがすごく大事ななと思いますので、ぜひそういうところも検討して、取組の中に取り入れていただけたらなあと思いました。よろしくお願ひします。

事務局)

まさに児玉委員からお話ありましたとおり、ギャンブル等依存症の基本法の理念にも連携のところは大きくうたわれてございます。ただ、連携と言ってもなかなか名ばかりで身のあるものとするには時間も労力もかかりますけれど、先行していろいろな活動をしていただいていますので、ぜひそういったところのお知恵をいただきながら、我々も連携強化をしていきたいと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

議長)

そのほか御意見ございますか。

国分委員)

主な取り組みの中で、「ギャンブル等依存症が関連する諸問題への対応という施策の中に関係機関と連携した非行防止対策」と書いてあります。埼玉県依存症対策推進計画だと、非行というと未成年

の事件と再犯防止で2つ並んでいるのですが、ここでは非行だけになっています。どちらかというところ、ギャンブル依存は、始まりはそこかもしれませんが債務を抱えたりというのは成人の犯罪の方に行くことが多いので、非行及び犯罪の防止としたほうが、実態を広く網羅できるのではないかと思います。

あと一つ質問なのですが、その下にある、違法賭博店の取り締まりはわかるのですが、風俗環境の浄化というのは具体的にどういうことを示しているのか補足説明いただけるとありがたいです。

議長)

これは警察のほうからお答えをお願いします。

鳴海課長補佐)

風俗環境の浄化ですが、どういうことかというところ、例えば繁華街の中で違法風俗店と言いまして本来であればキャバクラだとかそういうのをやっているのに、性的サービスをやっている店、また、違法賭博と言いましてインターネットカジノができるお店などが繁華街の雑居ビルにできたといった情報等に基づいて取り締まりを実施したり、風俗営業所等に対して風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）に基づく行政立ち入りということで取り締まりを実施します。

要するに、違法営業等に対して検挙と指導の両面をやっているのがこの風俗環境の浄化対策の一環でございます。

議長)

ありがとうございました。そのほか御質問等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

加藤委員(精神保健福祉センター)

高校生への教育というところで、主な取り組みで「精神保健福祉センターにおける高等学校教員に対する依存症研修会等の開催」とあります。先ほど保健体育課の遠井委員から、新学習指導要領はこのギャンブルのことについて触れることも必修ではないというようなご発言があったので、わたくしどもセンターがギャンブルのことをみなさんと一緒に考えてくださいという研修を企画し、学校の先生方を対象に行うのは無理があると思います。研修の機会というのは教育領域の先生方との連携で本来的には、指導要領でメンタルヘルス、精神疾患について高校生が学ぶ、その中でギャンブルの問題にも確か触れていたと思います。ギャンブル等依存症だけで話をすると、どちらかというところ「ダメ、絶対」と、やってはいけないことになってしまうと思います。お子さんによってはギャンブルに走ってしまうその背景に、そうせざるを得ないような状況があって、行動に走ってしまったということも少なくはないので、精神保健の中で取り扱うほうが妥当だと思います。

どういう形で研修ができるかぜひ協議の機会をもってもらえたらなと思います。いかがでしょうか。

遠井委員)

もし研修等をやっていたらいいのであれば、そういったなかで先生方の認識をしっかりと作っていただいて、そのなかでまた授業に反映することができるのかなと思います。

先ほど加藤委員がおっしゃられましたが、指導要領のなかでも、精神疾患予備群に触れながらギャ

ンブル等への及ぼす影響に触れていくという流れになっているところがございますので、アルコールや薬物も含まれますが、そういったなかでこの研修をしていただくというのはこちらとしてもありがたいというような気持ちでいます。

もし、そのような研修の機会があれば、こちらから各学校に照会するといったこともできると考えていますのでぜひ、そういった連携というところでぜひお力をいただけるとありがたいなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長)

そのほかなにが御意見等ございますでしょうか。

岡崎委員)

先ほどから高校生ですとか小林委員の方からも義務教育というお話がありまして、この年代になりますとゲーム障害ですとかネット依存の話もでてくるかと思いますが、その辺も少し質問と少し意見です。

最初の資料1-1の左上の計画の位置づけというところに、「個別法のないゲーム障害、ネット依存についても包括的に記載する。」と書いてございます。今会議が、アルコールとギャンブルと2つありますが、そのなかでなにか持たれるのか、それとも持たれないのでしょうか。ギャンブル等依存症専門会議でそこまで話をするのかどうなのかというところが、不明確な感じがしまして。

あと計画の右下のところに、「今後において計画策定が想定される依存症について」ということで、ゲーム障害の名前も載っております。これは順番にいうと法律的に国が基本計画を作ってそれから都道府県は推進計画を作っていくという流れになるので、それは少し国の根幹となる法律ができるまで待つということなのか、それとも今回もう少しそのあたりを踏まえて考えていく必要があるのかというところをちょっと確認したいと思います。またゲームとかネットに関しては久里浜医療センターがすごく盛んにやっていますのでアジェンダとしてもタイトだと思いますが、場合によっては少し久里浜のお話を聞くのもいいかなと考えも持ちました。

事務局)

個別法のない薬物もしくはゲーム障害についても、今回の埼玉県依存症対策推進計画の中には盛り込んでいきます。実際にどのように盛り込むかにつきましては、来年度の会議の中でその形を少しずつお示ししたいというふうに考えてございます。ただ、このギャンブル等依存症専門会議、もうひとつのアルコール健康障害専門会議ではそれぞれギャンブル等とアルコール健康障害、これについて主に御議論をいただきたいと考えてございます。

それから、国の法律を待ってというようなお話もありましたが、今お話のとおりICD-11への正式な掲載、運用もこれからでございます。それから法律についてもまだ不透明でございますが、いずれにしても依存症対策、これは画面共有でも少しお示しをしましたが、基本理念はほぼ同様、横断的なものと考えています。ゲーム依存、今gambling disorderは、disorderを症というふうに表現すると聞いていますので、ギャンブル症についてもおそらく同じような基本理念かと思えます。なので、今回の計画において、アルコールも薬物もそれからギャンブル等も横並びで基本理念を考えながら掲載、盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

議長)

ありがとうございます。

大変恐縮ですが、御指名で、丸木委員このあたりどのようにお考えか等御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

丸木委員)

確かに依存症にまとめるとすごく幅広くなると思うのですが、現段階ではやはり若い小中学生からスマホ依存、ゲーム依存というのが大きな問題になってきております。特にゲームやスマホ依存になってきますと、睡眠障害もきたしてしまいます。そうすると成長だとか不登校だとかそういうものにも結び付いてきてしまいますので、今後かなり大きなテーマになると思います。

特に、若年者の方ですね。若年から始めていると、相当ひきずってそれが大人になってしまうと。大人でも一生懸命ゲームばかりやる方がたくさんおられますので、ゲーム依存というのも非常に問題になるかなど。あとスマホがなければ生きていけないといった方がたくさんいらっしゃいます。それが依存なのか、便利ツールだけなのかということもありますけど、少なくともそれがコントロールできないような小中学生に対してはしっかり考えて学校などで対応していかなければならないので、こういう計画でそういうものも入れていくというのはとてもいいことかなと思っております。

議長)

丸木委員ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等ございますか。

<質疑なし>

議長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

次第4意見交換でございます。委員の皆様から本日の御議論を踏まえたご意見をいただきたいと存じます。本日のこの対策計画の推進、そしてギャンブル等依存症対策推進計画案、こういったものの考え方につきましても結構です。皆様が今取り組まれている事業、政策などについて今日お感じになったことなどの御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

遠藤委員)

年末年始、わたしもギャンブル依存のことはあまり知らなかったのですが、IR（複合型リゾート）のことがニュースになったこともあって勉強させていただきました。また丸木先生からお話が合ったゲーム依存の問題も本当に深刻な問題と感じております。

資料1-3で令和3年4月からの体制について、お示しをいただいたところですが、この親会議である依存症対策推進会議のメンバー構成について、アルコールとギャンブルの専門会議や、拠点機関の代表者と書いてあるのですが、差し支えなければ具体的にどんな方を選ぼうとされているのか、事

務局のお考えをお示しいただければと思います。

それからこれは要望ですが、精神保健福祉センターと並んで保健所が相談機関としての役割を果たしてきますので、保健所長会のわたしではなくてももっと会長とかそういうレベルになるかと思いますが、この代表を入れていただくことが可能かどうか。今日すぐにでなくても結構ですのでご検討いただければと思います。それが無理であれば、毎月の保健所長会議ございますのでぜひこまめに情報提供いただければ、各保健所長さん理解をして取り組んでいただけるかと思っておりますので、最後の点は要望です。メンバー構成についての今のお考えを教えてくださいいただければと思います。

事務局)

ありがとうございます。資料1-3の各会議の委員構成のなかでも、埼玉県依存症対策推進会議の委員という風に考えてございますが、これにつきましてはこれから個別に先生方に御相談を差し上げるということもありますし、来年度開催いたしますアルコール健康障害の専門会議、ギャンブル等依存症専門会議の中でも委員の皆様にご相談をしながら対応させていきたいと考えてございます。むしろこれについては御相談させていただくと考えていただければ幸いです。

いずれにしても、この本日のギャンブル等依存症専門会議それからアルコール健康障害の専門会議、その中身を十分に把握いただいたうえでこの依存症対策推進会議が開催されませんと形があるものになりませんので、その点は前提に考えているというところでございます。それから、所長会からというお話がありましたが、ぜひそれについても検討させていただきたいと考えてございます。いわゆる相談先として保健所を中心としたということを位置付けておりますので、前向きな検討という風に思います。

最後にここには掲載をしてございませんが、岡崎委員から久里浜医療センターのお話がありましたが、久里浜についてはゲーム依存もしくはインターネット依存についての治療研究も先行して進んでございますので、久里浜医療センターの方から先生方に委員になっていただきたいというようなご相談も差し上げるという予定になってございます。先ほどお答えをし忘れまして、大変恐縮です。

遠藤委員)

ありがとうございます。バランスということもあると思います。ただ一方で当事者の声がきちんと反映されるということも大事かと思っておりますので、その辺も御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

議長)

それ以外に質問や御意見はございますでしょうか。

<質疑なし>

議長)

それでは、大変恐縮ですが、指名をさせていただきたいと思っております。関係事業所のほうから御参加されている、佐々木原委員いかがでしょうか。

佐々木原委員)

我々もコロナ禍で競輪事業もお客さんを入れない形で開催させていただいて、基本的には電話投票とインターネットだけで車券を販売させていただいております。なので、こういったコロナ禍でギャンブル対策をするに当たっては、やはりポスターだけではなくここで話題になったとおりSNSを活用したり、はたまた我々もYouTube Liveを使っていろいろ広報をやっているところもございますので、そういったインターネットツールを使っての広報というのが非常に大事かなと思っております。取り組みのなかにも入っておりましたのでこの辺重点的にできればいいのではないかと感じました。

議長)

ありがとうございました。それでは続きまして、飯野委員いかがでしょうか。

飯野委員)

埼玉県内の公営競技は先ほどおっしゃったようにすべて無観客開催ということでやっておりまして、いろいろな御意見もあるかとは思いますが、前の会議であったボートのCMが少し射幸心を煽るのではないかというご意見があったかと思えます。それを聞いてか聞かずか、今年に入ってからCMはいささか落ち着いた感じのCMになったので、少し安心した気持ちもあります。

ギャンブル場に行きますと告知のポスターなどの掲示物等いろいろ見るのですが、実際その家族の方が、例えば自分の旦那さんがギャンブル依存症であるとかそういった悩みがあったとしても、なかなかそういったことを知る機会がまだ少ないのかなあと働いていて実感としてあります。相談の機会、窓口、研修などいろいろされていると思うのですが、そういったことを広く告知していければいいのかなと考えております。

議長)

ありがとうございました。続きまして、久保田委員いかがでしょうか。

久保田委員)

今日の資料等を見させていただいて、今回ギャンブル等依存症対策推進計画の具体的な施策と主な取り組みについて協議をし、おおむねこのような施策を進め頑張っていきたいと考えております。ギャンブル等依存症の基本計画、それに基づく取り組むべき具体的な施策のなかで、特に関係団体の方が示されているところがございますので、今後も状況等を見守りながら、依存症の対策に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長)

どうもありがとうございました。さいたま市さんから御意見いただければと思えますがいかがでしょうか。

加藤委員(さいたま市)

計画の中でかなり行政機関として取り組んでいくべきところが示されていると思えます。さいたま

市の方ではこころの健康センター中心に当事者やご家族の方への支援ということを行っておりますが、そのあたりで最大限協力できるように整えていきたいと思っております。

議長)

ありがとうございます。紙屋委員いかがでしょうか。

紙屋委員)

主な取り組みのところで自己申告プログラムがございますが、当業界では自己申告だけではなくて現在家族申告プログラムも導入しております。そういった意味でここに主な取り組みということが書いておりますので、もう一度ここを精査しまして、事務局の方をお願いをしたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長)

承知いたしました。ありがとうございます。

それでは古久根委員、御意見をいただけると助かりますが。

古久根委員)

皆様の議論と依存症対策推進計画案を拝見しまして、いろいろ思うところはあるのですが、我々司法書士会として考えることは、まず主な取り組みの高校生・大学生に対する知識普及です。このところにおいて、学校教育におけるギャンブル等依存症対策指導という項目がございますが、この分野において我々は高校生講座というのをやっております。基本的には消費者問題を中心に高校生に最低限の法知識を講義するという活動をしております。その中にはギャンブル等依存症対策というようなものは現在のテキストに入っていないと思います。なので、この分野はテキストの中にギャンブル等依存症に関するところをみなさんからの御意見をいただきながら反映させていただいて落とし込んでいくことができるのかなと感じました。

それから、「相談窓口の目標、相談できる窓口を知っており、相談窓口においては適切な支援ができる」という目標のもとに、施策としていろいろ書いていますが、相談に行くまでのアプローチといったらいいでしょうか、相談窓口があるのを知っているけれども実際に相談に行くまでの精神構造、家族の方にしてもご本人にしても、自らが相談に行くという動機付けというものが重要なのかなと思っております。生活保護の受給相談でもそうだと思うのですが、なかなかこの分野は相談に至るまでの動機づけが難しいのかなと考えております。その辺のところはこれから具体的に御検討いただけるのだと思うのですが、その辺のところの中身を聞かせていただく機会を今後期待しているところで意見を述べさせていただきます。

議長)

ありがとうございました。御意見のほうは参考にさせていただきたいと思っております。

では、県立精神医療センターの山縣委員お願いできますでしょうか。

山縣委員)

医療センターでは専門医療の提供ということで、外来での治療と外来のプログラムなど実施していますので、継続して続けていければと思います。治療従事者育成というところでは、医療に従事する職員への研修会を予定しておりますが、コロナ禍の影響で集合での研修などが難しい中で今年度は今月ですが、オンラインでの研修など、できる形を模索して実施しているところです。来年度も影響を受けながらの実施になると思いますが、工夫しながら対応を続けたいと思います。

議長)

ありがとうございました。最後に何かございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長)

それでは議事のほうを進行させていただきたいと思います。最後になりますが、次第5その他でございます。事務局のほうからよろしいですか。

事務局)

資料1-2で今後のスケジュールをお示ししましたが、来年度4月から6月の間に県政サポーターアンケートの実施を予定しております。これにつきましては、あらためて事務局のほうで質問内容の案を作成しましてぜひ委員の先生方からも質問内容についての御意見を賜りたいというふうを考えてございます。これにつきましては年度内に早急に案の策定に取り掛かりまして、委員の先生方にメールもしくは郵送でお送りいたしますので、ぜひ御意見を賜ればと考えております。どうぞよろしくお願いします。

議長)

ありがとうございました。そのほかにかございますでしょうか。

<質疑なし>

議長)

よろしいでしょうか。それでは会議を終了させていただきたいと存じます。議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。